

平成24年度（第1回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成24年4月10日（火）

第1回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成24年4月10日(火)午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

議 事

第1号 古座農業振興地域における農用地区域の除外について

第2号 串本農業振興地域における農用地区域の除外について

第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

第5号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

第6号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

第7号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

第8号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

その他

出席委員

1番 赤埴満夫	2番 岩谷吉啓	3番 岡田嘉治	4番 尾鷲壽夫
5番 垣本 保	6番 吉川きり子	7番 小山喜行	8番 坂田莞爾
9番 阪田洋好	10番 地當博巳	11番 芝崎憲年	12番 杉本正幸
13番 鈴木利朗	14番 竹田敏明	15番 角 是明	16番 中峰 聖
17番 中村省一	18番 西 謙讓	19番 西 豊	20番 東地寧司
22番 吉井孝夫			

欠席者

21番 平崎茂樹

出席した職員

平松・森嶋・白野

議 長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから始めていきたいと思います。その前に、4月の役場職員の異動により農業委員会関係で2名が異動されましたので、新しい課長と担当者に自己紹介と挨拶をお願いしたいと思います。

事 務 局 （4月1日付け串本町人事異動により着任した平松課長、森嶋職員の自己紹介と挨拶）

議 長 ただいまから、平成24年度農業委員会の第1回定例会を始めます。本日は欠席届を出している委員はございません。本日の議事録の署名委員は、22番吉井委員、1番赤埴委員を指名いたします。よろしく申し上げます。
それでは、早速ですが議案に入ります。議題の第1号、古座農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 （議案書に従い朗読）

議 長 続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。

西 豊 委 員 19番、西です。

議 長 19番、西委員。

西 豊 委 員 （担当委員の現地調査説明等）

議 長 ありがとうございました。それでは、先程の事務局からの趣旨説明並びに現地調査について質疑等ありましたら伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がありますので質疑なしと認めます。お諮りいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により本案は承認可決されました。次へまいります。
議案第2号、串本農業振興地域における農用地区域の除外についてを議題
といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いいたします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

吉 川 委 員 6番、吉川です。

議 長 6番、吉川委員。

吉 川 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいま事務局からの趣旨説明並
びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。ございませんか。

坂 田 委 員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂 田 委 員 1号議案の名目は、古座農業振興地域となっており、2号議案では、串
本農業振興地域となっていますが、旧古座町と旧串本町とで別々に扱って
いるのですか。

議 長 事務局。

事 務 局 農業振興地域の整備計画が合併してからまだ見直しされていませんので、
旧串本と旧古座の2つに分かれた地域設定になったままになっています。
近い内に見直しを行って1つにしたいと考えています。

坂 田 委 員 はい、分かりました。それから、除外と転用と同時進行みたいな格好で
できんのかな。除外して、また転用してって2回も同じような事せなあか
んのかな。

事 務 局 これは、制度上このような決まりになっています。先に除外して、それ

が通って初めて転用申請を出してもらえるとこの順番になっています。

坂田委員 申本町農業委員会は相当な権限を持っていると思うので、そのような制度も見直していけるようになってないんですか。

事務局 農用区域の除外の申請は、町長宛てに提出されるもので、町長から農業委員会に対して審議の依頼が来ます。他にも、町長が農協と森林組合に同意の確認をして、それらの同意が全部揃ってから、県に対して協議の依頼をします。ですから、農業委員会だけではないのです。

坂田委員 はい、分かりました。

岩谷委員 はい。

議長 2番、岩谷委員。

岩谷委員 2ページ目の地図ですけど、ぐるっと赤のマーカーで囲っていますけど、これ全部町営住宅を建てる土地と解釈してよろしいですか。

事務局 このゼンリンの地図ではなく、その次の公図を見ていただきたいんですけど、今回除外する対象は、この赤で囲んでいる土地で、それ以外の土地は、宅地または既に除外されている農地です。転用する時は、これ以外の赤で囲んでいない部分の土地も含んでいきます。

議長 よろしいですか。

岩谷委員 はい。

議長 他にございませんか。ないようですので、質疑を打ち切ります。お諮りをいたします。本案について原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数により、本案は承認可決されました。次にまいります。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたし

ます。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 続いて、現地調査委員の報告をお願いします。

杉本委員 12番、杉本です。

議長 12番、杉本委員。

杉本委員 (担当委員の現地調査説明等)

議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。

なしの声。

議長 質疑なしの声がありますので、質疑を打ち切ります。お諮りをいたします。本案は原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。次へまいります。議案第4号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。事務局、提案の趣旨説明をお願いします。

事務局 (議案書に従い朗読)

議長 それでは、現地調査報告をお願いします。

赤埴委員 1番、赤埴です。

議長 1番、赤埴委員。

赤埴委員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。質疑のある方おられませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がありますので、質疑を打ち切ります。お諮りをいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数により、本案は原案どおり承認可決されました。次へまいります。議案第5号、第6号、第8号を一括提案したいと思います。議案第5号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について、議案第6号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について、議案第8号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、次に現地調査報告をお願いします。

吉 井 委 員 22番、吉井です。

議 長 22番、吉井委員。

吉 井 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査報告に対する質疑があれば伺います。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。お諮りをいたします。議案第5号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。続いて、議案第6号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。続いて、議案第8号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。議案第7号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定についてを議題といたします。事務局、提案趣旨の説明をお願い致します。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、次に現地調査報告をお願いします。

吉 井 委 員 22番、吉井です。

議 長 22番、吉井委員。

吉 井 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地調査委員の報告に対する質疑があれば伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。お諮りをいたします。本案は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。
以上をもちまして、本日予定しておりました議案は全て終了します。続いて、その他に入ります。

事務局長 (平成24年4月1日付け産業課職員体制について説明)

事務局 (農業委員会費等の当初予算について説明)

議 長 他にございませんか。

事務局 はい。

議 長 事務局。

事務局 前回の3月定例会で出された質問事項について、回答を用意しましたので申し上げたいと思います。前回の4条の案件において、坂田委員から出された質問で、1筆の面積が広い土地において、建物部分以外の土地を、申請者が、後で切り売りするような事がないかどうか、担当委員がそこまで踏み込んで調査する必要があるのか、という質問内容です。結論から言うと、具体的にこういった調査をする必要があるという訳ではありません。しかし、前回のような広い農地を転用する場合は、建物部分以外の土地の利用方法も把握した上で、許可して良いか悪いか慎重に審議する事が求められてきますので、審議の材料として、一步踏み込んだ調査をする事が大事であります。

西(謙)委員 そんな中途半端な回答やったら、今後の判断に困るけどね。極端に言えば、1haの土地でも、後で切り売りするか確認せんでいいのでしょうか。

事務局 1haの広い土地の割に、極端に建物が小さい場合は、農業委員会で審議した結果、不許可になる場合もあると思います。それを許可するとするならば、それなりの理由が要ってくると思いますので、そこはやっぱり担当委員が、事前に利用方法等について申請者から聞き取りをするなど、調査をしてもらいたいと思います。それでも認められない場合は、農業委員会として不許可という事になると思うんですけど。

西(謙)委員 権限移譲される前に、県の職員と現地確認した時に、宅地にするのに広い場合はこういう確認をしてほしいと言われたのでね。

坂田委員 今までに現地調査の報告では、そこまで調査したっていう委員がほとんどないように思います。

議長 必須義務ではなくても、判断する上で知っておいた方が、より正確な判断ができると思います。必要だと思って担当委員が聞くことは構わないと思います。調査報告の内容はその委員に任したらいいと思います。この件については、それでどうでしょうか。

それから、前回の定例会で、農業委員会という現況主義とはどういう意味かという質問がありましたが、その件について事務局お願いします。

事務局 お手元に、法律をコピーした資料をお配りしています。
(資料に従い「農地法の定義」を読み上げる)

議長 よろしいですか。他に皆さんの方で何かないですか。ないようですので、本日の定例会はこれで閉会致します。

午後2時20分、定例会終了。